行　財　政

1　職員力・組織力の向上に向けた取組の推進

本市では，平成 25 年 3 月に，将来にわたって本市を支える「職員力」と，自律的に新時代を切り拓く「組織力」の更なる向上を図るため，「京都市職員力・組織力向上プラン」（平成 25～32 年度）を策定し，平成 28 年度までを前期実施計画期間と位置付け，「職員のキャリア形成を支援するための仕組みづくり」や「人事評価制度の更なる推進」，「職種別の人材育成の推進」などの取組を着実に進め，職員一人ひとりが能力開発・職員育成に本気で取り組む組織への風土改革に取り組んでおります。

今後，プラン後期（平成 29～32 年度）に向け，実施計画の見直しを平成 28 年度中に行い，これを着実に実行していくことで，改革の機運を更に高めるとともに，職場の隅々にまで浸透するよう，引き続き，取り組んでまいります。

2　コンプライアンスの推進

平成 21 年度に策定した「京都市職員コンプライアンス推進指針」に基づき，職員一人一人に「法令に従い，これを確実に守るという基本を徹底するとともに，常に「法の一般原則」に立ち返り，創造的かつ主体的に職務を遂行すること」，すなわち「コンプライアンス」の更なる浸透を図るとともに，コンプライアンス推進月間の取組等を通じて，所属における服務管理及び業務管理の点検を行っています。

さらに，平成 25 年 9 月には，「監察監」及び「統括監察員」を新設するなど，服務及び業務監察体制の強化を図っており，服務規律の遵守や適正な業務執行の徹底のため，引き続き，庁内の監察や研修の充実などに取り組んでまいります。

3　学校跡地をはじめとした保有資産の有効活用

⑴　概要

「「はばたけ未来へ！　京プラン」実施計画」を踏まえて策定した「京

都市資産有効活用基本方針」に基づき，本市として活用を検討している資産について庁内外の更なる情報共有を図るほか，資産の有効活用に係る提案を常時受け付ける「市民等提案制度」など，有効活用に向けた各取組をより一層推進することで，保有資産の有効活用を進め，自主財源の拡充強化及び地域振興の推進を図っています。

⑵　学校跡地活用

統合により生み出された学校跡地については，本市全体の発展や都心地域の再生に資する跡地活用となるよう，平成 6 年 8 月に策定した「都心部における小学校跡地の活用についての基本方針」に基づき，芸術センター，国際マンガミュージアムなど，多種多様な施設を整備してきました。

平成 23 年 11 月には，学校統合の進展や本格的な活用に至らなかった跡地の状況などに対応するため，新たに「学校跡地活用の今後の進め方の方針」を策定し，本市事業に加え，公共的・公益的な団体による事業や民間事業による活用も可能としました。

そして，この方針に基づく具体的な取組として，平成 24 年 7 月から，「京都市学校跡地の長期全面活用に関する貸付事業実施要綱」に基づき，学校跡地を長期にわたり全面的に活用する事業を対象として，民間等事業者からの提案を広く募集しています。

また，平成 27 年 6 月には，事業者のニーズを集約し，地域がより主体的に参加できる仕組みとして，「事業者登録制度」を導入し，本市の政策課題や地域の活性化に資する活用の実現に向けて取組を進めています。

4　公共施設マネジメントの推進

本市では，公共施設マネジメントに係る基本的な考え方や取組の方向性等を取りまとめた「京都市公共施設マネジメント基本方針」（平成 26 年 3 月）を，同基本方針を具体化するための取組方策や事業等を定めた「京都市公共施設マネジメント基本計画」（平成 27 年 3 月）を策定し，効率的かつ効果的な維持修繕による長寿命化や施設保有量の最適化など，公共施設を資産として最適に維持管理し，有効活用を図る取組を全庁的に進めています。

５　効果的かつ効率的な債権回収の推進

「「はばたけ未来へ！　京プラン」実施計画」に「効果的かつ効率的な債権回収の推進」を掲げ,「京都市債権管理及び回収に関する基本指針」を策定し，債権管理対策本部の進行管理の下，同基本指針に基づき，適正かつ組織的・計画的な債権管理及び回収を全庁一体的に推進しています。

具体的な取組としては，専門部署による高額困難債権の集中処理，債権管理・回収に携わる職員の育成,「債権管理条例（仮称)」の制定に向けた検討等により，債権回収の推進に取り組んでいます。

６　地籍調査事業

国土調査法に基づく「地籍調査」は，一筆ごとの土地について，その所有者，地番及び地目を調査し，精度の高い測量により境界及び面積を測定し，その成果を地籍図及び地籍簿にとりまとめるもので,「境界トラブルの未然防止と土地取引の円滑化」,「公共事業等のコスト縮減」,「災害復旧の迅速化」及び「固定資産税課税の適正化」等の効果があります。

本市では，上京区の出水学区をモデル地区として，地籍調査に取り組んできており，平成 23 年度及び 24 年度に，官有地と民有地の境界を調査する「官民境界等先行調査」を実施し，平成 25 年度からは，民有地間等の境界を調査する「一筆地調査」に着手，平成 28 年度も継続して実施しています。

７　芸術大学

⑴　沿革

明治 13 年に京都府画学校として創立され，市立絵画専門学校，市立美術専門学校と変遷を経て，昭和 25 年に京都市立美術大学として開学しました。昭和 44 年 4 月には，美術と音楽を合わせた充実した教育を行い，文化の向上発展に寄与することを目的として，市立美術大学と音楽短期大学を統合し，名称を「京都市立芸術大学」としました。

＜現在の学部，教育・研究組織＞

美術学部（美術科，デザイン科，工芸科，総合芸術学科)，音楽学部（音楽学科)，大学院美術研究科修士課程，大学院美術研究科博士（後期）課

程，大学院音楽研究科修士課程，大学院音楽研究科博士（後期）課程，日本伝統音楽研究センター，芸術資源研究センター，附属図書館，芸術資料館

⑵　公立大学法人化

平成 24 年度からは，意思決定が早く，柔軟で自由度が高い大学運営が可能となる「公立大学法人」へ移行し，京都市で策定した「中期目標」及び芸術大学で策定した「中期計画」に基づき，教育研究の充実，創造的な人材の育成，教育研究成果の公開・発信に積極的に取り組むなど，大学改革を推進しています。

⑶　キャンパスの移転整備

現在,芸術大学は,施設の狭あい化や耐震不足等の課題を抱えるとともに,より魅力と活力ある大学への変革が求められています。

そうした中，平成 25 年 3 月に，大学法人から本市に対し，現状の課題等の解決を図るとともに大学のさらなる発展を期して,大学の下京崇仁地域への移転整備を希望する要望書が提出されました。

これを受けて，本市において検討した結果，大学の発展はもとより，京都全体のまちづくりの進展を図り,京都の都市格と魅力の向上につなげる観点から，大学を崇仁地域へ移転整備させる方針を固め，平成 26 年 1 月に公表しました。平成 27 年 3 月には，移転整備の基本的な方向性を取りまとめた「芸術大学移転整備基本構想」を策定したところであり，これに基づき，基本計画策定に向け，施設の整備内容や配置計画，事業規模，事業スケジュール等の検討を進めています。

8　市庁舎整備の推進

現在の市庁舎は，昭和 2 年に本庁舎東館，昭和 6 年に本庁舎西館と西庁舎を建設し，その後，北庁舎の整備を経て今日に至っています。築 89 年を超えた本庁舎については，近代建築物として歴史的・文化的価値を有している一方で，本庁舎を含めた現市庁舎は，耐震性能の不足をはじめ，執務室の分散化や狭あい化等の多くの課題を抱えております。これらの課題を解決するとともに，大規模災害時の拠点施設としての機能を確保するなど，市民のため

の市役所づくりを実現することを目指し，平成 2 年度に市庁舎整備基金の積立てを開始し，市庁舎整備の取組を進めてまいりました。

しかし，本市の厳しい財政状況の中で，市庁舎整備の検討を一時見送らなければならない時期もありましたが，平成 17 年には耐震改修促進法が改正され，地方公共団体の庁舎には，災害時における拠点施設として，耐震性能の確保が求められるようになりました。

そのため，外部有識者で構成する市庁舎整備懇談会を設置し，平成 22 年 3 月にとりまとめていただいた提言を踏まえ，平成 23 年 2 月に「現在地での整備」及び「本庁舎を耐震改修し保存・活用すること」を定め，公表したところです。

このような中，平成 23 年 3 月には未曾有の大災害「東日本大震災」が発生し，その際には改めて行政機能の重要性が再認識されました。また，近い将来，南海トラフ巨大地震が起こり得る可能性もあり，防災拠点としての市庁舎の整備が「待ったなし」の状況です。

このため，市民の安心・安全を守り，現市庁舎が抱える様々な課題を速やかに解消する基本的な方向性をまとめた「市庁舎整備基本構想」を平成 25 年 3 月に策定し，その基本構想を基に，より具体的な整備手法等を定めた「市庁舎整備基本計画」を平成 26 年 3 月に策定しました。

なお，構想・計画の策定にあたっては，市会海外行政調査団からも「先進の環境・エネルギー技術の導入」などの意見をいただき，それらの内容を構想・計画に反映させていただいています。

平成 26 年度からは本・西・北及び分庁舎の基本設計等に着手し，平成 27 年 7 月には，新庁舎整備に係る基本設計を公表いたしました。

平成 28 年度については，実施設計，西庁舎等の解体工事，埋蔵文化財調査等，具体的な事業の進捗を図り，誰もが訪れやすく，利用しやすい開かれた新庁舎となるよう取組を進めてまいります。

9　災害に強いまちとひとづくり

⑴　防災分野

本市では，阪神・淡路大震災を教訓として地震被害想定の策定や地域防

災計画の抜本的な見直しを行うとともに，東日本大震災を踏まえ，防災対策の総点検に取り組むなど防災対策を着実かつ迅速に進めています。

また，自助，共助，公助の基本理念に基づく市民，事業所，地域，行政の役割を明確にするとともに，「自らの身の安全は自らが守る」，「自らのまちは自らが守る」を基本とした市民と行政との協働による防災まちづくりを推進するとともに，災害応急活動体制等の整備拡充に取り組んできました。

平成 24 年 4 月には，有事における災害対応や復旧等を進めていくための全庁横断的な調整力・指導力の強化を図るため，防災危機管理室を消防局から行財政局へ移管し，また，地域防災力の強化に向け，全ての区役所・支所に地域防災係長を配置しました。

さらに，平成 26 年 4 月には，平成 16 年 4 月から防災危機管理室に兼職・併任としていた各局等の庶務担当部長等に加えて，全区役所・支所の地域力推進室長及び同室地域防災係長を兼職としました。

ア　防災会議

京都市防災会議は，災害対策基本法第 16 条の規定に基づき設置しているもので，京都市と府や国の機関，ライフライン関係事業者などの防災関係機関で構成されています。

防災会議では，地域防災計画の作成とその実施の推進，総合防災訓練の実施及び防災に関する重要事項の審議等を行います。

イ　地域防災計画

京都市地域防災計画は，市民の生命，身体及び財産を災害から守るために，災害対策基本法第 42 条の規定に基づき京都市防災会議において作成しています。

この計画は，災害の防止と被害の軽減に向けた総合的な防災対策をまとめたもので，災害時における行政と市民の役割を明確にし，地震災害をはじめ，台風や集中豪雨等による風水害，土砂災害や原子力災害などの各種災害に備えた計画としています。

ウ　災害対策本部

京都市災害対策本部は，台風や集中豪雨等による風水害や突発的に重

大事故等が発生した場合又は発生するおそれがある場合，京都市域に震度 5 弱以上の地震が発生した場合などに，災害対策基本法第 23 条の 2 第 1 項の規定に基づき市長が設置します。防災関係機関と連携して迅速に的確な対応を行い，全庁体制で災害応急活動や復旧活動に取り組みます。

エ　防災対策の総点検

東日本大震災での教訓を踏まえ，これまでの本市の防災対策事業の成果と課題を検証し，今後の取組方向を明らかにするため，平成 23 年 6 月に防災対策総点検委員会を設置し，同年 12 月に「最終報告書」による提言を受けました。

この提言において，今後取り組むべき事業とされた 130 を超える項目について，その具体化に向け，順次，防災対策事業を推進し，「安心都市・京都」の実現に向け，取組を進めています。

⑵　危機管理分野

ア　危機管理体制の整備

地震・風水害といった自然災害や大規模事故だけでなく，新型インフルエンザ等の感染症，さらには，テロ災害や予期せぬ危機事象など，あらゆる危機の発生に的確に対応するため，平成 16 年 4 月から「防災危機管理室」を設置し，より迅速で，より実効性のある，全庁的な危機管理体制を構築しています。

イ　京都市危機管理基本計画（危機管理対応指針）の策定

この基本計画は，上記のような危機に対応するための指針となるもので，危機のレベルとその対応体制，危機発生時の情報処理の基本などを明示しています。また，この基本計画に基づき，局等が各々で所管する事務に関連する危機に具体的に対応するための「危機管理計画」を策定・運用するなど，全庁を挙げて危機に対応する体制を整備しています。

ウ　国民保護のための措置に関する体制の整備等

平成 16 年 9 月に国民保護法が施行され，地方公共団体の国民の保護のための措置に関する責務について定められたことから，本市においても，国民保護に関する諮問機関である「京都市国民保護協議会」を設置するな

ど体制を整備しました。また，京都市国民保護協議会での審議や市民の皆様からの意見を踏まえ，平成 19 年 1 月に「京都市国民保護計画」を策定し，万一の大規模テロや武力攻撃事態等から市民の生命，身体及び財産を保護するための仕組みを構築しました。

⑶　原子力災害対策分野

ア　京都市防災会議専門委員会（原子力部会）の設置

より専門的な知見に基づき，本市の原子力防災の推進を図るべく，平成 24 年 6 月に設置された京都市防災会議専門委員会の一つである原子力部会において，「京都市地域防災計画　原子力災害対策編」の策定，見直し及びその実施の推進について，検討や協議を行っています。

イ　「京都市地域防災計画　原子力災害対策編」の策定

平成 24 年 10 月，国の原子力規制委員会により策定された原子力災害対策指針において，「緊急時防護措置を準備する区域（UPZ)」が「原発から概ね半径 30km を目安とする区域」と示されたことにより，本市では大飯原発から半径 32.5km 圏内の左京区及び右京区の北部地域を UPZ と定め，平成 25 年 3 月，同指針に準拠した「京都市地域防災計画　原子力災害対策編」を策定しました。今後も，最新の科学的知見に基づき，逐次，本計画の見直し，改定を行います。

ウ　計画に基づく原子力災害対策の実施及び強化・充実

策定した計画に基づき，国，府，原子力事業者等との連携強化，原子力災害情報の収集･伝達体制の整備，環境放射線モニタリングの強化･充実，UPZ 地域における避難マニュアルの作成，原子力災害を想定した防災訓練の実施，内部被ばく防護措置として安定ヨウ素剤の備蓄，市民に対する原子力防災に関する知識の普及・啓発など，UPZ 地域の住民はもとより，市民の生命，身体及び財産を守るため，原子力災害対策の取組を推進しています。

⑷　防災・災害情報の収集，共有及び市民への周知

ア　情報の収集及び共有

(ｱ)　防災情報システム（平成 13 年度運用開始）

迅速な災害情報の共有と伝達のため，防災行政無線網とコンピュー

タネットワークを融合させた防災情報システムを導入しています。このシステムは次の各システムで構成されています。

・　拠点間を結ぶ固定無線，基幹回線の多重無線及び移動系無線からなる行政情報無線網

・　避難所と区役所・支所をデジタル移動無線で結ぶ避難所無線網

・　各種観測網，地震被害シミュレーションなどの機能を搭載し，消防指令システムと連携し，災害情報及び被害情報の共有を目的とした防災情報端末（コンピュータ）を結ぶ防災情報ネットワーク

・　防災情報ネットワークを用いて迅速な意思決定をサポートするテレビ会議システム

(ｲ)　水災情報システム（平成 21 年度運用開始）

近年大規模先鋭化する水害に関連する情報を共有し，被害軽減のための早期警戒，早期避難を促すために開発したシステムで，次の機能を有しています。

・　気象庁（気象警報）及び京都府（土砂災害警戒情報，河川洪水予報等）から防災情報を直接受信して関係者に伝達

・　雨量観測網（観測点 101 箇所）及び河川水位観測網（観測点 56 箇所）と連動して災害の予兆を監視

(ｳ)　J－ALERT，Em-Net

総務省消防庁から緊急情報を受信する全国瞬時警報システム（J－ALERT）及び首相官邸の危機管理センターから直接緊急情報を受信する緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）により，国民保護・危機事象等に対応するための情報収集体制を整備しています。

イ　市民への情報周知

(ｱ)　ホームページの運用

本市の防災情報の周知と緊急情報のリアルタイム発信のための防災ポータルサイト「京都市防災危機管理情報館」を運営しています。

平成 27 年度からは，国土交通省から提供されるレーダーにより観測された雨量データ（ＸＲＡＩＮ雨量データ）を活用して，京都市内全域の詳細な雨量情報を提供しています。

また，「水災情報ネット」では，水災情報システムと連動し，雨量や河川水位のリアルタイム観測情報，気象警報，土砂災害警戒情報等を提供しています。

さらに，台風接近時の注意喚起や発災時の避難情報等，広く周知する必要のある情報については，京都市情報館の緊急情報欄にも掲載しています。

(ｲ) 各種インターネットサービスの利用

ソーシャルネットワークサービスである Facebook 及び Twitter で防災・災害情報を発信しています。

また，市民の積極的な投稿による情報共有手段として，気象情報会社ウェザーニューズ社との協定により「きょうと減災プロジェクト」を運営しています。

(ｳ) 多メディア一斉送信システムによるメッセージ配信

水災情報システムと連動して，自主防災会，大規模地下施設，浸水想定区域内にある要配慮者利用施設等を対象に，電話，ファクシミリ，メール等の複数の手段により，気象警報や避難勧告等を伝達しています。また，平成 27 年度からは，緊急速報メールの受信機能がある携帯電話を所持していない高齢者等の避難行動要支援者に対し，固定電話又はファクシミリにより避難勧告等の情報を伝達しています。

(ｴ) 大型文字表示装置及び 8 文字表示装置による情報発信

市役所前及び京都駅前に設置の大型文字表示装置，区役所支所及び消防署に設置の 8 文字表示装置で気象警報，京都市の災害体制，避難情報を発信しています。

(ｵ) 緊急速報メール

京都市内にある携帯電話等に対して直接メッセージを一斉配信するための携帯電話会社（ＮＴＴドコモ，ソフトバンク，ＫＤＤＩ）のサービスを利用して人命にかかわる避難情報などを発信しています。

(ｶ) その他

・ ＮＨＫ京都放送局，ＫＢＳ京都放送の地上デジタル文字放送により避難情報を発信

・　テレビ局やFMラジオ局に放送依頼することにより緊急情報を発信

・京都府防災・防犯メールによる情報発信

ウ　被災者支援業務

大規模災害時に多数の「被災者」を迅速に認定するため，災害直後に行う建物被害認定調査及びデータ化，り災証明発行と発行状況の管理，被災者台帳の管理をトータルにサポートする「被災者台帳システム」を平成24年度に導入しました。

平成25年9月15日から16日にかけて，京都市内に大きな被害をもたらした平成25年台風第18号による災害において初めて運用しました。